



環 保 第 2 7 3 8 号
平 成 2 0 年 2 月 2 9 日

コスモ石油株式会社
代表取締役社長 木村 彌一 様

大阪府知事 橋下 徹

コスモ石油(堺)製油所高度化事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 19 年 9 月 20 日付けで提出のあった標記準備書について、環境の保全の見地から検討した結果、大阪府環境影響評価条例第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり意見を申し述べます。

〔連絡先〕

大阪府環境農林水産部環境管理室
環境保全課アセスメントグループ

TEL : 06-6944-9250 (直通)

1 温室効果ガス

地球温暖化対策については、国において「京都議定書目標達成計画」の目標達成に向けた取組みが進められているところであるが、対策の進捗は極めて厳しい状況にあり、目標達成のために一層の取組みが必要とされている。また、「大阪府地球温暖化対策推進地域計画」の目標達成のためにも、より一層の取組みが必要とされているところである。

本事業は、高効率発電設備の設置や装置での熱回収を図ること等により、石油連盟の自主行動計画との整合が図られるよう対応するとされている。しかしながら、それでもなお二酸化炭素排出量が大幅に増加するものと見込まれていることから、以下の措置を講ずることにより二酸化炭素排出量をできる限り低減すること。また、それを評価書に記載すること。

- (1) 準備書に記載された環境保全措置を確実に実施するとともに、新設する第2蒸気タービン発電設備について背圧型に変更するなど総合熱効率をできる限り高くすること、及び既設装置について加熱炉熱効率の改善をはじめとした実施予定の省エネルギー対策を実施することにより、二酸化炭素排出量をより一層低減すること。
- (2) さらなる二酸化炭素排出量の低減を図るための補完的な措置として、事業者の他の製油所における省エネルギー対策を進めること、及び京都メカニズム上有効な排出権クレジットの取得に取組み、地球温暖化対策に積極的に対応すること。
- (3) 本製油所全体について、今後の技術開発の動向を踏まえ、加熱炉における熱回収の拡大及び熱効率の向上等による省エネルギー対策を継続して検討し、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費原単位をより一層低減するよう努めること。
- (4) 二酸化炭素排出量等の予測については不確実性があることから、事後調査を行うこと。

事後調査においては、本製油所の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費原単位に加え、事業者のエネルギー消費原単位についても把握するとともに、予測値やエネルギー消費原単位の自主目標値との比較検証を行い、その結果を踏まえ必要な追加措置を講ずること。また、その結果及び環境保全措置の実施状況を報告すること。

2 大気質

- (1) 事業計画地周辺は、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物総量規制地域及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、これまで窒素酸化物対策が重点的に講じられてきた地域である。

このため、本事業では新設する加熱炉及びボイラーに低 NOx バーナーを採用するとともに排煙脱硝設備を設置するなどとし、既設装置についても一部に排煙脱硝設備を増設するなど対策の強化を図るとしているが、以下の措置を講ずることにより、本製油所全体からの窒素酸化物排出量をできる限り低減すること。

- ① 新設装置の低 NOx バーナーについては、現時点における最高レベルの機器を採用しているが、今後の技術開発の動向も踏まえ、機器の設置までにさらに検討を加え、より一層の濃度の低減に努めること。
 - ② 既設装置については、本事業の実施に合わせて取り替える減圧蒸留装置の低 NOx バーナーをより一層濃度が低い機器に変更すること、及び第2期工事後の稼働予定がない装置を事業計画の見直し等により稼働させる場合は稼働予定の装置と同等の対策を講じること。
 - ③ 低 NOx バーナー及び排煙脱硝設備について、既設のものも含めて運転管理及び維持管理を徹底し、濃度のより一層の低減を図ること。
- (2) 新設する9号煙突については、大気汚染物質排出量が多いことから、建物ダウンウォッシュによる高濃度汚染を回避できる高さとする。
- (3) 輸送船舶からの大気汚染物質排出量が大幅に増加することから、揚油作業時における使用燃料の改善等を行い、大気汚染物質排出量の低減を図ること。
- (4) 施設の稼働に係る事後調査においては、低 NOx バーナー、排煙脱硝設備及びベンゼン蒸気回収設備の性能についても把握し、それらの結果を踏まえ必要な追加措置を講じること。
- (5) 以上について評価書に記載すること。

3 水質

- (1) 事業計画地は閉鎖性水域に面していること、事業規模が大きいことから、水を循環使用すること等により排出水量を低減するとともに、排水処理施設の運転管理及び維持管理を適切に行い、本製油所全体からの汚濁負荷量のより一層の低減を図ること。また、事後調査の結果を踏まえ必要な追加措置を講じること。さらに、それを評価書に記載すること。